

○住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成 12 年 3 月 24 日建設省住備発第 42 号）

（傍線部は改正部分）

新	旧
<p>第1 （略）</p> <p>第2 対象の範囲 共同施設整備等の補助対象の範囲は以下のとおりとする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 共同施設整備</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ その他の施設等整備等費</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 防災性能強化工事費</p> <p>① 地盤の軟弱な区域（昭和 62 年建設省告示第 1897 号に定める基準に該当する区域をいう。）内における特殊基礎工事に要する費用で、杭長 10 メートルの杭工事に要する費用相当額を控除した額</p> <p>(注 1) （略）</p> <p>(注 2) 市街地再開発事業、防災街区整備事業、市街地住宅等整備事業及び都市再生住宅等整備事業にあつては、免震構造工事に要する費用を含む。</p> <p>② （略）</p> <p>(3)～(11) （略）</p> <p>(12) 高齢者等生活支援施設整備費</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 次に掲げる高齢者の生活を支援するための施設の整備に要する費用（地域優</p>	<p>第1 （略）</p> <p>第2 対象の範囲 共同施設整備等の補助対象の範囲は以下のとおりとする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 共同施設整備</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ その他の施設等整備等費</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 防災性能強化工事費</p> <p>① 地盤の軟弱な区域（昭和 62 年建設省告示第 1897 号に定める基準に該当する区域をいう。）内における特殊基礎工事に要する費用で、杭長 10 メートルの杭工事に要する費用相当額を控除した額</p> <p>(注 1) （略）</p> <p>(注 2) 市街地再開発事業、防災街区整備事業、市街地住宅等整備事業、都市再生住宅等整備事業及び優良建築物等整備事業にあつては、免震構造工事に要する費用を含む。</p> <p>(注 3) 優良建築物等整備事業にあつては、地盤の軟弱な区域に限らないものとする。</p> <p>② （略）</p> <p>(3)～(11) （略）</p> <p>(12) 高齢者等生活支援施設整備費</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 次に掲げる高齢者の生活を支援するための施設の整備に要する費用（地域優</p>

良賃貸住宅1戸につき 1,712千円を限度とする。)

- 1 総合生活サービス窓口
- 2 情報提供施設
- 3 生活相談サービス施設
- 4 食事サービス施設
- 5 交流施設
- 6 健康維持施設
- 7 介護関連施設
- 8 前各号に掲げる施設に付随する付随収納施設等

④・⑤ (略)

(注1) ~ (注4) (略)

(13)~(32) (略)

附 則

改正後の細目は、平成 29年4月1日から施行する。

良賃貸住宅1戸につき 1,690千円を限度とする。)

- 1 総合生活サービス窓口
- 2 情報提供施設
- 3 生活相談サービス施設
- 4 食事サービス施設
- 5 交流施設
- 6 健康維持施設
- 7 介護関連施設
- 8 前各号に掲げる施設に付随する付随収納施設等

④・⑤ (略)

(注1) ~ (注4) (略)

(13)~(32) (略)